平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十八号

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十一年十月三十一日」を「令和二年十月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

銀行法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十九号

銀行法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第三項第二号（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第五十二条の二十二第一項及び第二項第二号、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の八第三項第二号、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一第三項第二号（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（銀行法施行令の一部改正）

第一条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二項第一号中「。以下この項」の下に「及び第十四項」を加え、同条に次の一項を加える。

14　法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う銀行又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

第十六条の二の三第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「同項本文に規定する同一人に対する信用の供与等」を「次に掲げる信用の供与等」に、「第五項」を「以下この条」に、「とし、同条第一項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五」を「の区分」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第五十二条の二十二第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等（次号に掲げる信用の供与等を除く。）　百分の十五

二　当該銀行持株会社が、金融庁長官が指定する銀行持株会社である場合における金融庁長官が指定する者に対する信用の供与等　百分の十五

第十六条の二の三第五項を同条第六項とし、同条第四項中「において同じ。）又は」を「及び第十四項において同じ。）又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一　前項第一号に掲げる信用の供与等　百分の二十五

二　前項第二号に掲げる信用の供与等　百分の十五

第十六条の二の三に次の一項を加える。

7　法第五十二条の二十二第二項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等（同条第一項本文に規定する子会社等をいう。）と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第二条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項第一号中「。以下この項」の下に「及び第十二項」を加え、同条に次の一項を加える。

12　法第十一条の八第三項第二号の政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第三条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十一項第一号中「。以下この項」の下に「及び第十三項」を加え、同条に次の一項を加える。

13　銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一項第一号中「。以下この項」の下に「及び第十三項」を加え、同条に次の一項を加える。

13　銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う信用協同組合等又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第五条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一項第一号中「。以下この項」の下に「及び第十三項」を加え、同条に次の一項を加える。

13　銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。